

# 地域間公平性を巡る論点と課題

地域間公平性に関する議論は極めて錯綜した内容を持っている。本稿では、現代公平論における代表的な厚生主義的アプローチ、資源配分的アプローチの概要を説明するとともに、それぞれのアプローチが有する特徴と限界点に関してとりまとめる。その上で、社会資本整備における地域間公平性を巡る議論の論点を整理するとともに、複合的公平論の立場から、地域間公平性に関する議論の可能性と今後の研究の方向性について論じる。

キーワード 公平論, 地域間公平性, 厚生主義, 資源配分

小林潔司  
KOBAYASHI, Kiyoshi

工博 京都大学教授 大学院工学研究科土木工学専攻

## 1 はじめに

国土・地域計画の実践の場において、地域間公平性に関する問題は1つの中心的な論議の主題となっている。さらに、費用対効果分析の実施に伴って、社会資本投資の地域間公平性の問題が多方面で議論されている。財源という稀少資源の配分をめぐる、必ず効率性と公平性のトレードオフの問題が現れる。公平性に対する配慮は政府が果たすべき重要な役割であることは間違いない。地域間公平性に関する論議は極めて日常化しているが、その実質的な内容に関する議論はほとんど蓄積されていないのが実状である。

地域間公平性の問題に限らず、公平論に関する議論は極めて錯綜している。古くはアリストテレスから、現在に至るまで、公平論を巡って膨大な議論が行われてきたが、いまだに見解の一致を見るに至っていない。むしろ、時代を経るに従って混迷の度合いを深めてきたと言ってもいいだろう。今日、公平性の考え方をめぐって、研究者の間で合意を形成することはほとんど不可能であろう。

伝統的な公平論は、のちに述べる厚生主義的アプローチ、資源配分アプローチであれ、いずれも個人間における資源配分の問題を対象としている。公平性に対する議論の対象はあくまでも個人であり、そこには地域間公平性という論点はない。また、地域間公平性という問題の設定方法自体が間違っているという意見もある。地域間公平性の議論には、個人間の公平論以上に複雑

な問題が含まれており、慎重な取り扱いが必要とされる

本稿では、まず代表的な現代公平論の考え方についてレビューするとともに、社会資本整備に関わる公平論の論点をいくつか提示しよう。その上で、地域間公平論が抱える問題点と、それを克服するための方向性について検討したいと考える。以下、2.では、公平性に関する議論の複雑性、多義性について言及しよう。ついで、3.および4.では、経済学、政治哲学の分野における公平論について概括してみる。5.では、地域間公平性の問題点と今後の議論の方向性について考察する。

## 2 公平論の論点

### 2.1 公平論の複雑性

公平論を複雑にしている理由の1つは、まずその言葉の多様性にある。公平性に近い言葉として平等性(equality)、衡平性(equity)、無羨望(envy-free)、非偏在性(impartiality)等がある。これらの用語は個別分野では厳密に定義されているものの、分野間において必ずしも統一されているわけではない。公平性を議論する場合、往々にして異なる意味を持つ言葉を混同している。とりわけ、地域間公平性に関する議論は「何のどのような公平」を議論しているのかが曖昧である。現実の政策論議で用いられる公平性の概念は、(のちに言及するような)経済学における公平(fairness)の概念よりも、むしろ平等性の考え方に近い。しかし、伝統的な平等論の対象は、「個人(そのグループとしての階層)」であり

「地域」ではない。以下では、地域間公平性に関する議論に先だて、個人間の資源配分における(効用、もしくは資源の次元で評価した)平等性の問題に絞ってこれまでの公平論に関する議論を概括する。

第2の難点は、「公平性に関する議論の『不公平的な』性格」である。公平性という概念を「等しき者を等しく取り扱うこと」と単純でかつ抽象的に定義できるのは、ある何らかの同質性が尺度になり、この尺度上で「等しいか否か」を議論できるためである。したがって、ある尺度の上で公平性を求めることが他の尺度については不公平となることがある。たとえば、能力に比例した資源配分といった比例的公平論が現実世界における経済的不公平を意味したり、同一ルール適用が弱者排除の不公平性をもたらす可能性がある。Sen<sup>1)</sup>が主張するように、およそ公平性を欠く社会的制度が、民主主義的社会的制度として定着する理由はない。効率性に基づく費用対効果分析も、「誰が保有しようと同一の貨幣であれば、同一の価値がある」という公平論を倫理的基盤としており、まったく公平性に欠ける議論をしているわけではない。すなわち、公平性に関する議論は、何らかの尺度に対する公平性の主張である。相互に敵対的な要求がすべて公平性という名を冠してコンフリクトを起こすこともある。公平性は修飾語としての意味を持ちえても、それ自体は諸要求の本質を表現していない。「何を要求するのか」という本質論を提示しない限り議論にならないのである。

第3に、公平論が、単純な2分法では議論できない多元性を有している点である。たとえば、機会の公平を結果の公平より優先させる議論がある。現在、この議論に対して批判が高まっている。1つは「機会についての公平が提起されると、その他の不公平が指摘されにくくなる」、もしくは、「機会以外の他の不公平が子細なものにされてしまう」ことを主張するものである。機会の公平の重要性が標榜されてきたにも関わらず、むしろ結果の不公平は広がっている。機会の公平は豊かな者の「言い逃れ」の方便に過ぎない」という批判がある。それとは反対に、機会の意味する内容が曖昧であり、何もかもが機会の公平の対象として取り入れられ、結局は結果の公平を意味しているという批判もある。結局のところ、機会の公平に関わる議論は、公平性に関する問題が機会の公平、結果の公平という単純な2分法では捉えられない奥行きを持っていることに起因しているように思える。

## 2.2 公平論の多義性

公平性に関する議論を行う前に、善と正義の違いを

区別しておきたい。善とは「いかに生をよく生きるか」の問題であり、正義とは「いかに正しく生きるか」という問題である。近代市民社会は、個人が多様な価値観を持ち、それぞれ「よいと思える生」を自由に追求できることを前提としている。問題は異なる利害を持つ人々がおり、なす関係が正しく営まれているかである<sup>2)</sup>。「正義の確立を第1義的に考え、善の追求は個人の自由に任せよう」-それが、近代市民社会の基本原則であり、同時に市場原理でもある。公平性に関する議論も「いかによく生きるか」という視点からではなく、「社会・経済が正しく営まれているか」という視点から議論されるべきである。問題は公平性を定義する視点が多様であるという点にある。個々人が、自己が考える善にとって有利な結果をもたらすように公平性に関する視点を選択すれば、公平性をめぐる議論の中で善と正義の問題が混同することが起こりうる。2つの問題を明確に区別することは難しいが、両者の違いを念頭に置くことは不必要な混乱を避けるために有用である。

公平性を定義する場合、ある尺度に対して「等しい者」を「等しく」取り扱うという手続きが必要となる。このように公平性を「手続き」に依存して定義するため、手続きの各段階で対象とする視点を変化させることにより、異なった公平概念が生まれる。Raeによれば、このような手続き的視点から公平概念を厳密に分類すれば、表-1に示すように、各エレメントの組み合わせにより合計720通りの異なった公平概念を定義できるとしている<sup>3)</sup>。公平性をめぐる論争は、基本的に2つの独立した対立軸で構成されている。1つは、結果の公平と機会の公平をめぐる対立であり、いまつは、公平配分の対象を効用が

■表-1 Rae (1981) による720通りの公平概念

公平論の主体 (3通り) 個人相互の個人主体 集団相互の集団主体 個人内訳の個人主体
主体の行動 (2通り) 他を排除する排他的主体 (外から見れば不公平主体) 他を包括し内かう包括的主体 (公平主体の側面)
公平論の範囲 (4通り) 公平要求に直接に対処する配分 境界的配分に注目した公平配分 累積的不公平配分による全体的公平 要求と配分形成の再構成による全体的公平
機会の公平 (3通り) 結果の公平 展開視点の機会の公平 (展開段階を考慮・達成する視点に関する公平) 手段視点の機会の公平 (展開段階を考慮・達成する手段に関する公平)
公平性の価値 (2通り) 対立視点の公平 (人格や個性に無関係な配分) 人格視点の公平 (人格や個性に即した配分)
公平性の評価比較の視点 (5通り) 絶対的公平 マキシミズの排他的公平 (富者の利益をより増加させることによる) 比例排他的公平 (富者と貧者の利益配分の格差による) 最小排他的公平 (富者と貧者の利益の絶対差の縮小による) ミニマックス的排他的公平 (富者の利益をより減少させることによる)

資源のいずれにすべきかという対立である。前述したように、これらの対立は単純な2分法で整理できるものではない。後述するように、資源配分に関わる公平な配分が結果的に厚生に関する配分を意味する結果を与える場合も少なくない。このような問題はあにせよ、ここでは公平論をめぐる議論を便宜的に効用と資源に基づいたアプローチに大別しよう<sup>3</sup>。では厚生主義的アプローチの方法について紹介しよう<sup>4</sup>。4.では資源の配分状態に着目する公平論について説明する。

### 3 厚生主義的アプローチ

#### 3.1 基本的な考え方

厚生主義的アプローチは、「個人の選好は公共の立場からなされる意思決定のための基本的な素材であり、公共政策は諸個人の意識を充足するための基本的な手段として設計されるべきである」という立場を採用する。公共主体は個々人の厚生分布状況を評価し、改善が必要な場合には、公共政策を通じて個々人の厚生状況を改善するという役割を担っている。その際、公共政策の望ましさは、基本的にはそれを利用する個々人の価値判断の結果に基づいて評価されなければならない。この場合、計画者の役割は、何らかの倫理的規範に基づいて個々人の選好結果を集計し、公共政策の望ましさの評価することにある。

厚生主義的アプローチを採用する場合、個人の選好に関する情報を用いながら公共政策がもたらす社会的厚生を評価することが必要となる。その際、異なる個人間の厚生を比較評価しなければならない。異なる個人の厚生を比較する方法として、1)意思決定者が社会的厚生関数に基づいて異なる個人の厚生状態を比較評価する、2)各個人が他人の立場に立って考えるという2つのアプローチが可能である。本節では前者の立場から、計画者がある社会的厚生関数を用いて異なる個人間の効用水準を比較する問題をとりあげる。なお、後者は個人効用の直接的な比較を避けながら、羨望がないという意味で社会的に望ましい状態を模索しようとする試みである<sup>5)8)</sup>。羨望がない状態とは、すべての個人が他の個人の立場に立ったときに得られる効用より自己が現在獲得している効用の方が大きいと判断するような状態を意味している。羨望がなく、かつ効率性が保証されている状態を公平(fairness)とよぶ(前述したように、本稿における公平性の概念とは異なっている)。この概念は外部経済性や非凸性のない純粋交換経済では存在するが、生産のある経済では存在しないことが示されている<sup>9)11)</sup>。紙面の都合上、詳細に述べることができない

が、生産のある経済においても厚生判断に利用できるような衡平概念に関する研究も進展しつつある<sup>1)</sup>。

Arrowは、民主主義的決定ルールに関するある1組の緩い制約の下で、社会的順序づけを行う社会的厚生関数が存在しないことを証明した<sup>2)</sup>。その後、Arrowが示した決定ルールの条件を緩めることにより、社会的厚生関数を構成しようとする多くの試み<sup>3)16)</sup>がなされたが、いずれも否定的な結果に終わっている。Arrowの不可能性定理の本質は、民主主義的決定の条件にあるのではなく、社会的厚生関数の概念そのものにある<sup>17)18)</sup>。社会的厚生関数は社会の選好を個人の順序づけに依存するものと考え、個人の選好の強さの評価もしなければ、効用の個人間での比較<sup>19)</sup>も行わない。このような条件のもとで、個人の選好の集計化が不可能となるのは当然の結果である<sup>17)</sup>。

Arrowの不可能性定理は1)個人の選好という情報以外の何らの追加的情報も用いず、2)諸個人の厚生個人間比較をまったく行わず、3)個人の序数的効用関数のみを用いた場合、厚生判断を展開する余地がまったくなくなってしまうことを示している。言い換えれば、厚生判断を行うためには、個人の選好以外の情報を積極的に活用することが必要であることを示している。このような社会的厚生関数の情報的な基礎に関しては鈴村<sup>20)</sup>が包括的な展望を示している。一方、個人の効用関数の個人間比較が可能であり、完全な基数性を持つと仮定しよう。この場合には、多数の社会的評価の方法が可能となり、社会的厚生関数を定式化することが可能となる。

個人間の効用比較を行うためには、何らかの価値判断を行うことが不可欠である。そこで、事前に倫理的価値判断に基づく基準を明示的に示すとともに、そのような基準を満足するような社会的厚生関数を用いて公共政策の社会的評価を行うという考え方も存在する(Sen<sup>17)</sup>、Kolm<sup>21)</sup>、Atkinson<sup>22)</sup>らによる先駆的な研究を契機として、このような考え方にに基づく社会的厚生関数に関する研究が蓄積されてきた。本節では、これらの研究成果を踏まえて公共政策の評価に関する基本的な考え方について整理しよう。

#### 3.2 評価問題の定型化

いま、ある社会の構成員たちの厚生水準が基数尺度により与えられているとしよう。個人 $i$ ( $i = 1, \dots, n$ )の厚生水準を $x_i$ と表わし、個人の評価結果の集合(社会的プロフィール) $x$ を

$$x = (x_1, \dots, x_n) \quad (1)$$

と定義しよう。公共政策の評価問題とは、社会的プロフ

ィル $x$ に対して社会的選好関係 $\succsim$ を規定することである。各個人の選好関係を集計して、社会的選好関係 $\succsim$ を構成することは不可能であり、国民の信託を受けた公共主体が規定せざるを得ない。その際、計画者の価値判断が介在するが、その考え方は社会的に受容可能でなければならない。本節では、社会的選好条件が満足すべき1組の条件を価値基準とよぶこととする。

社会的プロファイルの望ましさを指示する評価指標を、社会的選好関係 $\succsim$ を強単調に変換する連続関数 $v(x): E^n \rightarrow R$ で記述しよう。 $E^n$ は $n$ 次元Euclid空間である。 $v(x)$ は次の条件を満足する関数である。

[定義：強単調条件]

$x \succsim y$ であり、かつそのときのみ $v(x) \geq v(y)$ 。また、 $x \succ y$ であれば $v(x) > v(y)$ 。

強単調性条件を満足するような評価指標は無数にある。その中で、いくつかの価値基準を付加することにより、利用可能となる評価指標を絞りこんでみよう。ここでは考慮する対象を強単調条件を満足する評価指標に限定したため、Rawls基準(maximin基準)<sup>23)24)</sup>、辞書式選好(leximin)関係に基づく評価指標は検討対象から除外される<sup>25)</sup>。辞書式選好とは、任意のプロファイルの構成要素の中で、最悪の要素に着目し(最悪の要素が同一水準であれば、逐次その次に悪い水準の要素に着目し)、プロファイルの間に全順序関係を規定する方法である。

#### a) 無名性基準

まず、価値基準の1つとして無名性の基準をとりあげる。無名性の基準は、すべての個人は公共政策の評価にあたって公平に取り扱われなければならないことを要請する<sup>26)</sup>。

[条件1：無名性基準]

$v$ はその変数 $x_i (i = 1, \dots, n)$ に対して対称的である。変数の順序を入れ替えても評価値は変化しない。

この基準は評価にあたって各個人が手続き的に公平に取り扱われることを要請しているのであって、各個人に対する公共サービスが結果として公平でなければならないと主張しているわけではない。また、属性の異なるすべての個人を同等に取り扱なければならないことを要請しているのでもない、あくまでも同一の属性を有する個人は、同等に取り扱われなければならないことを要請しているのである。

#### b) パレート性基準

従来より、効率性の評価基準として、パレート性基準<sup>27)</sup>が広く用いられてきた。

[条件2：パレート性基準]

$x, y \in E^n$  かつすべての $i (i = 1, \dots, n)$  に対して、 $x_i \geq y_i$  であれば、 $v(x) \geq v(y)$ 。すべての $i$  対

して $x_i > y_i$  であれば $v(x) > v(y)$ 。

パレート性基準については、厚生経済学の分野で膨大な研究<sup>28)30)</sup>の蓄積がある。公共システムの整備におけるパレート原理は、公共支出における無駄を極力抑えることであり、租税に基づく財政支出を旨とする公共主体の行動規範として幅広く受容可能な価値基準と考えることができよう。なお、この基準を無条件で受け入れるべきかどうかに関しては懐疑的な見解を示す研究者も少なくない<sup>31)32)</sup>。リベラル・パラドクス<sup>33)</sup>に凝集されるように、パレート基準と個人の自由は一般に両立不可能である。個人の自由とは、個人が他人の意思決定とは無関係に自らの意思で自由に決定できる領域をもつことを意味する。このパラドクスはいかなる人間生活も他人の行動と全く無関係に切り離せるほどに私的なものはほとんどないことを意味する。リベラル・パラドクスの構造とその解消法については鈴木<sup>16)</sup>が詳細に検討している。

#### c) 弱公平性基準

公平性の価値基準として、租税学で提唱されたPigou-Dalton<sup>34)35)</sup>の原理がある。この原理によれば、高所得者から低所得者への所得の移転により所得格差が縮小される限り、社会的厚生は減少しない。Pigou-Daltonの原理を次のように一般化しよう。

[条件3：弱公平性原理]

$x, y \in E^n$  に対して、 $x_k = y_k (k \neq i, j)$  かつ  $x_i + x_j = y_i + y_j$  が成立すると仮定しよう。このとき、 $|x_i - x_j| < |y_i - y_j|$  が成立すれば、 $v(x) > v(y)$  である。

弱公平性基準は広範な公平概念と両立可能である<sup>39)</sup>。弱公平性基準は、評価指標のあり得べき多様性はできる限り容認し、公平性という観点から評価指標として最低限必要な制約条件を求めたものである。個人の厚生の総和で定義される功利主義的評価方法は、個人間の厚生の差異を問題にしないため弱公平性基準を満足しない。

#### d) homotheticity

以上で3つの価値基準を導入した。しかし、これらの条件を満足する評価指標は依然として数多く存在する。評価指標の種類を絞り込むためには、さらに強い条件を持ち込まざるを得ない<sup>40)49)</sup>。ここでは、関数 $v$ のhomotheticity<sup>50)</sup>に着目しよう。

[条件4：homotheticity]

評価関数 $v$ が1次同次な関数 $\theta$ の単調関数として

$$v(x) = f(\theta(x)) \quad (2)$$

と表現できる場合、 $v$ はhomotheticである。 $\theta$ の1次同次性より次式が成立する。

$$f(\theta(\lambda x)) = f(\lambda \theta(x)) \quad (3)$$

この条件は社会的プロファイル $x$ の測定単位を変えても

■表一2 代表的な評価指標と基準になっている価値基準

評価指標	定式化 以下の式を単純化した指標は同値クラスを形成	基本的価値基準			付随基準		備 考
		無差別性	パレート性	弱公平性	homothetic	原点独立性	
加算平均 Rawls指標	$\sum_{i=1}^n x_i$	×	○	×	○	○	$x_1 \leq x_2 \leq \dots \leq x_n$ の時、無差別性が成立 評価指標が弱公平性を満足しない
2次関数	$\sum_{i=1}^n x_i^2$	×	○	×	×	×	変則形指数「 $\alpha$ 」による評価と一致 恵まれた人に重点を置いた結果を導く
対数関数 entropy指標	$-\sum_{i=1}^n x_i \log(x_i)$	○	○	×	×	×	恵まれた人に重点を置いた結果を導く 評価指標がマイル尺度に一致
Atkinson指標	$1 - \frac{\sum_{i=1}^n x_i^c}{n \cdot (\sum_{i=1}^n x_i)^{c/(c-1)}}$ ( $c > 1$ )	○	○	○	○	×	$c \rightarrow 1$ の時、評価指標の加算平均に一致 $c$ が $\infty$ の場合、Rawls指標に一致 $c$ 値が大きくなるほど弱公平性重視
Colm指標	$1 - \frac{\sum_{i=1}^n x_i^{c-1}}{n \cdot (\sum_{i=1}^n x_i)^{c-1}}$ ( $c > 0$ )	○	○	○	×	○	$c$ の値が大きくなるほど弱公平性重視 $c$ が $\infty$ の時、Rawls指標に一致

注) ○印は当該の条件を満足することを、×印は満足しないことを表す。また、 $\frac{1}{n}$ は分配、 $\frac{1}{n}$ は平均値、 $x_i$ 、 $c$ はそれぞれ変数を表す。homothetic (homotheticity) に関しては本文中を参照のこと。この条件を満足することは個人の所得が均等に分配されることと同値であることと同義である。また、各個人の所得が均等に分配されることは社会的価値基準を満足しない。一方、弱公平性は個人の所得が均等に分配されることを要求している。原点独立性は、原点を原点として評価指標が定式化しないことを表す。すべての個人の所得が均等に分配されることを要求している。弱公平性を満足するためには、個人の所得が均等に分配されることと同義である。Colm指標はこの条件を満足するが、弱公平性を満たすための評価指標は個人の所得が均等に分配されることと同義であるという仮定を前提としている。

その選好順序は変化しないことを表す。表 2に示すように、地域計画の実践でよく用いられてきた多くの評価指標は、これまで指摘した基準を満足しないことが理解できる。以上の4つの価値基準を同時に満足する指標の種類は、Atkinson指標のように非常に限られたものに絞られる。なお、homotheticityの条件の代わりに原点独立性という基準を用いれば、Colm指標が条件を満足する。

### 3.3 評価指標の一般形

条件2と条件3は相互に排他的な概念ではない。そこで、効率性と公平性の両面から同時に公共政策の望ましさを評価できるような社会的厚生関数に関する研究が、Sen<sup>17)</sup>、Kolm<sup>21)</sup>、Atkinson<sup>22)</sup>らによって発展した。さらに、以上の4つの価値基準を同時に満足するような評価尺度の一般形を求める研究が蓄積された。いま、 $v$ がhomotheticityの条件を満足し、社会的プロファイルの単位の影響を受けないと仮定する。 $v(1, \dots, 1) = 1$ と基準化しよう。 $v$ の1次同次性より $v(x_1, \dots, x_n) = \epsilon$ ならば $v(\epsilon, \dots, \epsilon) = \epsilon v(1, \dots, 1) = \epsilon$ であるため $v(x_1, \dots, x_n) = v(\epsilon, \dots, \epsilon)$ が成立する。つまり、 $\epsilon$ はすべての個人への平等配分の結果を表している。

計画者の価値判断が弱公平性基準を満足する場合、 $\bar{x} > \epsilon$  (4)

が成立する。ただし、 $\bar{x} = (\sum_{i=1}^n x_i)/n$ である。ここで、 $J(x) = 1 - \frac{\epsilon}{\bar{x}}$  (5)

を定義しよう。 $J(x)$ は個人間での不公平が大きいほどその値は大きくなり、公平であれば最小値 0をとる。 $J(x)$ は個人プロフィールの不公平による評価値の減分(社会的平等プレミアム)を表わしている。評価指標 $v$ がhomotheticityの条件を含めて、前述の4つの条件を

満足するような評価指標 $v$ は、効率性を表わす平均値 $\bar{x}$ と公平の程度を表わすプレミアム $J(x)$ を用いて一意的に表現できることが証明された<sup>22)</sup>。これを、つぎの定理として表そう<sup>51)</sup>。

[定理：評価指標の一般形]

任意の $n$ (個人数)に対して、強単調条件、条件4から条件6を同時に満足するような評価指標は任意の単調連続関数 $f$ を用いて

$$v(x) = f\{x[1 - J(x)]\} \quad (6)$$

と表現できる。また、プレミアム指標は任意の実数 $c$ と $\phi(0) = 0, \phi(x) \leq 1$ を満足する任意の単調連続関数 $\phi$ を用いて以下のように表現できる。

$$J(x) = \phi\{\sum_{i=1}^n [(x_i/\bar{x})^c - 1]/nc(c-1)\} \quad (7)$$

$c = 0, c = 1$ の場合にはそれぞれ以下ようになる。

$$J(x) = \phi\{-\sum_{i=1}^n \log(\bar{x}/x_i)/n\} \quad (8)$$

$$J(x) = \phi\{\sum_{i=1}^n (x_i/\bar{x}) \log(x_i/\bar{x})/n\} \quad (9)$$

式(8),(9)はそれぞれ式(7)において $c \rightarrow 0, c \rightarrow 1$ とした場合の極限を示している。関数 $\phi$ を特定化することにより、具体的な評価関数を得ることができる。たとえば、 $c < 0, 0 < c < 1$ の場合、 $\phi(x) = 1 - \{c(c-1)x + 1\}^{1/c}, c = 0$ のとき、 $\phi(x) = 1 - \exp(-x)$ を仮定すればAtkinson指標を得る。 $c$ の値は効率性と公平性のトレードオフを意味している。 $c$ の値を大きくするほど恵まれない人に対する比重を次第に高めることになる。Atkinson指標を用いて公共施設の整備水準を比較した研究事例もいくつか現れている。その中で、上田等はAtkinson指標を用いて公平性を考慮した費用便益分析を試みている<sup>52)</sup>。

### 3.4 厚生主義的アプローチの限界

効用という主観的価値のみを判断基準にする厚生主義は、以下のような問題点を持っている。第に、評価に際して用いる情報面における制約である<sup>18)</sup>。厚生主義は、公共政策を個人の効用水準のみに基づいて評価し、効用水準以外の情報をいっさい考慮しない。いま、空腹状態にある個人Aと満腹状態にある個人Bを考え、2人の効用水準が数値で表されているとしよう。状態 $y$ では食料の再分配が実施され、効用の公平性からすればより望ましくなるとする。つぎに、個人Bが専横的権力者であり、個人Aの空腹状態を見て満足を獲得したとしよう(状態 $z$ である)。たまたま、2人の個人の効用で評価される社会的厚生が状況 $y$ と状況 $z$ において等しくなったとしよう。厚生主義の観点からすれば、状態 $y$ と状態 $z$ は全く区別することができない。このような問題に対して、恨み、悪意のような反社会的選好を排除して、真の選好のみを考慮すべきだという意見もある<sup>3)</sup>。こうした区別自体は論理的には正しいが、厚生主義自体の基準によって両者をどのように区別したらよいか不明である。この結果は資源配分の状況を無視したため起こったものである。

第2は、贅沢な嗜好の問題である<sup>54)</sup>。いま、ある人に2人の子ども(贅沢な遊び人と無欲な詩人)がおり、両者の間に財産を分配したいと考えている。遊び人は浪費しないと満足しないのに対し、詩人は紙と鉛筆があるだけで十分である。この時、本人の満足度のみを判定基準とする厚生主義に立てば、遊び人の方に財産を多く分配することになる。しかし、税金を財源とする資金を浪費家により多く配分するような政策は、多くの人々の公平感に反するであろう。逆に安価な嗜好という問題もある<sup>55)</sup>。貧しい状態にありながら、「それでも私は幸せなんだ」と自分に言い聞かせることによって、悲惨な人生を乗り切っている人を考えよう。個人の選好はその人が置かれている環境に大きく規定される。このような適応的選好形成<sup>56)</sup>がある場合、本人の主観的効用が低いという理由により、その人の客観的な必要が充足されていると判定するわけにはいかない。

## 4 資源配分アプローチ

### 4.1 基本的な考え方

Rawlsの正義論<sup>23)</sup>を契機に、個人の厚生情報以外の多様な情報を基礎にして公正な分配について論じる非厚生主義的な公平論が展開された。これらの公平論は、個々人が享受する厚生水準だけでなく、配分結果に至るプロセスの正当性にも着目しようとする点に特徴がある。

とりわけ、個人の権利分配や利益の享受に対する機会の公平性の問題、個々人が効用水準を達成する上で存在する様々な個人的資質や社会条件等の違いも視野に入れ、資源配分に関する社会的意思決定を行うための基準を設定しようとする意図を持っている。現代の代表的な公平論として、1)社会的基本財の公平、2)資源の公平、3)基本的潜在能力の公平、4)厚生への機会の公平、5)有利さへのアクセスの公平、6)複合的公平をとりあげよう。これらの公平論は、いずれも配分対象とするある財の公平な配分を議論している。これらの公平論に関しては参考文献57)58)に詳しい。これらの公平論に関する文献は精緻な分析的論議から政治哲学的論議にまで多岐にまたがっており、3.と同様の方法で分析内容を体系的に整理することは不可能である。したがって、資源配分アプローチの観念的な紹介にとどまらざるを得ない。以下では資源の公平な配分を議論した公平論の論点とそれに対する批判を紹介しておこう。

### 4.2 社会的基本財による公平

Rawlsは功利主義を批判し、社会的基本財(social primary goods)を、公平な基本的自由という第1原理、そして公正な機会均等と最も不遇な人々の利益の最大化を求める格差原理からなる第2原理にしたがって分配する、という公平論を提唱した<sup>23)</sup>。社会的基本財とは、原初状態にいる合理的な人間なら誰でも選好する、いかなる善の観念をもっていても共通に必要とされる財である。Rawlsの正義論は、膨大な量の論争を引き起こした。それらを紹介するわけにはいかないが、たとえばSenは次のような批判を加えている<sup>5)</sup>。格差原理は、最も不遇な人々の経済的状況に焦点を合わせているので、個人間の身体的精神的諸特徴の相違に伴って変化する必要をとらえることができない。これはRawlsの公平論が財のみに関心を集中する一種の物神崇拜に陥っていることに起因する。Rawlsは、功利主義が諸個人の人生観の多元性を確保するために、幸福そのものではなく財を公平化の対象としたのだが、このことがかえって個人的特徴の相違を無視する結果を招いたのである。

### 4.3 資源の公平

Dworkinは公平な配慮と尊重への権利を主張し、資源の公平(equality of resources)論を唱えている<sup>59)</sup>。すべての資源が移転可能だとすると、人々の間で諸資源が公平に分割されるが、人々の各財に対する選好の相違を前提とすれば、これはパレート最適ではない。そこで、人々の間で諸資源の競売が可能だとすれば、羨望がなく効率的という意味での公平な配分が実現でき

る。しかし、個人の才能等の個人にとって制御できない内的要因は移転不可能である。Dworkinは移転不可能な内的資源に関しては、この資源を運用した成果に対する請求権を公平にすることを主張する。しかし、ここに有能者の奴隷化という問題が生じる。たとえば、能力を持った人間には高額な才能税がかけられる。その結果、有能者は高額な税金を支払うために連日働かざるを得なくなる。Dworkinは有能者の奴隷化を避けるために、仮想的保険市場メカニズムを導入する。すなわち、人々は自分の才能について知らずに、リスクを考えて保険に加入すると考えよう。才能に乏しいことが判明すれば、支払った保険料に応じて保険金が支払われる。保険料が少なすぎれば、才能の欠損を補償するのに十分な保険金が獲得できない。逆に、保険料が多すぎても、高い才能に生まれついた場合は保険料の分だけ損をすることになる。このような仮想的な保険市場を導入することにより、有能者の奴隷化を防ぐことができる。資源の公平論において公平化の対象となるのは、本人が責任をもつべき自ら招いた運ではなく、本人では如何ともしがたい運である。この観点からすると、効用の公平は個人が所与の資源を自ら活用した結果である効用を公平にしようとする点で不適切である。資源の公平論は、公平を指向しつつも個人の自己責任を強調する点で、代表的な自由主義的な公平論として位置づけられている。

資源の公平論に対して、いくつかの批判がある<sup>60)61)</sup>。第1に、効用と資源という軸と対応させながら、自ら招いた運と如何ともしがたい運を分類する点である。この区分には、個人の選好形成は本人の制御内にあり、効用の形成は本人の責任であるという前提がある。しかし、選好形成には本人の制御内に属さない部分が存在する。先に言及した適応的選好形成の場合は、むしろ如何ともしがたい運と考えるべきだろう。第2は、資源の公平が効用に対する一切の配慮を切り捨てていることに起因する問題である。ある人にとって体を動かすことは可能であるが、大きな苦痛が生じる場合を考えよう。その苦痛に対して補償をする根拠は彼が感じる苦痛という不効用に求めざるを得ない。結局、公平性を議論するために、効用概念を用いざるを得ず、結果的に厚生への公平論に陥ってしまう危険性がある<sup>7)</sup>。

#### 4.4 潜在能力の公平

Senは、効用と財の中間に存する機能(function: 人が財でもってなしうること)に着目し、これを達成するための基本的潜在能力の公平性(equality of basic capability)を唱えた<sup>18)</sup>。彼は、たとえば同じ財の組み合わせが与えられても健康な人ではそれを用いてなしうる

多くのことを障害者はなしえないかもしれないという事実に注意を払うべきだと指摘し、効用のような主観的な反応とは別に人が財を用いてなしうることを機能と呼んだのである。さらに、人が達成しうる機能のさまざまな組み合わせ(ありかた)を潜在能力と定義した。潜在能力の公平論に対して、いくつかの批判がある<sup>60)61)</sup>。潜在能力の公平論では、諸個人の様々な能力をどのように評価するのかという問題が生じる。本人の選好とは独立に本人にとって必要な能力は判定することは不可能だし、もしそれを強行すれば、卓越主義、父権主義につながる危険性がある。さらに、何が人間にとっての基本的な能力であるかをどのように決めるかが問題である。また、「財が人になすこと」は「人が財でもってなしうること(機能)」に限られないという批判がある。受益者が潜在能力を行使せずとも財がこの人に利益を与えることはありうる。たとえば、赤ん坊が親から衣服を着せてもらうことによって、防寒や身体の保護といった利益を得るとき、赤ん坊の側には何ら潜在能力は必要ではない。公平主義からすれば、このような利益を看過することはできない。

#### 4.5 厚生への機会の公平

Arnesonは、厚生への機会の公平(equality of opportunity for welfare)論を提案した<sup>60)</sup>。厚生への機会の公平とは、誰もが等価な決定樹に直面している状態をいう。いま、人生の出発点において、個人は人生に関する決定樹に直面している。決定樹は人生進路に関する決定樹の初期点から最終ノードに至るパスの集合を表し、各パスはそれぞれ異なる人生計画と対応している。あるパスが選択されれば、その後の具体的な人生は自然手番によって決定される。このような決定樹がつの人生くじを表し、種々の人生くじに対して1つの期待効用関数が定義されるとする。任意の2つの決定樹が等しい数のパスを持っており、この2つの決定樹のパスの間に1対1の対応関係があるとしよう。いま、決定樹の初期時点において、2つの異なる決定樹の望ましさを共通の期待効用関数で評価してみよう。この時、2つの決定樹に対する期待効用が同一の値をとるとき、この2つの決定樹は等価であると定義する。異なる個人が異なる決定樹に直面し、それぞれ(同一の期待効用関数で評価した)期待効用値が異なるとしよう。この時、異なる個人間で移転可能な資源を再配分し、2人が等価な決定樹に直面することができたとき、厚生に対する機会の公平が達成される。いったん厚生への機会の公平が達成されたならば、それ以降の自発的な選択に起因する厚生の不公平は、本人の責任として補償の対象とはならない。

厚生に対する機会の公平論に基づいて、個人の責任と個人に対する補償の原理を厳密に公理として定式化し、この2つの公理を同時に満足するような責任的補償原理を構築しようとする研究が進展しつつある<sup>(62)70)</sup>。その結果、厚生に対する機会の公平論の基礎となる責任性の公理と補償の権利の公理が互いに矛盾することが明らかになっている<sup>(62)63)</sup>。しかし、2つの公理のいずれか一方の要求を弱めれば改善された無羨望配分解や公平 = 等価配分解が導出されることも示されている<sup>(4)65)</sup>。責任的補償原理に基づく公平論は、個々人の帰結に及ぼす諸要因を明確に、「個人が責任を負えるもの」と「負えないもの」に区別し、その上で個人の責任と社会的補償の権利を同時に満足するような資源配分の方法を模索するものである。しかし、個人の責任要因と非責任要因をいかに明確に区別するかという問題は、概念的にも実践的にも困難な課題である<sup>(61)</sup>。なお、この問題に関する実践的な解決手法について、Roemerは1つの魅力ある提案を行っている<sup>(66)</sup>。

#### 4.6 利益のアクセスの公平

Cohenは、利益へのアクセスの公平論(equality of access to advantage)を唱えた<sup>(61)</sup>。利益とは効用や資源の対象領域を包括した概念である。資源(能力)の欠如と効用の欠如という状況に共通しているのは、ともに本人が自発的に選択した状況ではないという点である。また、機会の公平論では「機会もっているが意思決定などの能力が欠如しているような状況」を取り扱うことができない。Cohenは、「人が現実的な意味を見いだすもの」すべてを「アクセスをもつもの」と定義している。利益やアクセスの概念を用いた公平論はこれまでの見解を拡張した包括的な提案にはなっているが、「効用、資源、能力、機会といった諸概念をどのように関係づけるのか」という問題が残されている。利益のアクセスの公平論の意義は、公平論をめぐる論争に対して一定のとりまとめと終止符と打った点にある。Moulin, Roemerは、利益のアクセスの公平論の考え方を下敷きに、外的資源の公的所有を前提した上で、個人の自己所有権と公平主義的な分配基準の両立の可能性を探った<sup>(71)</sup>。その結果、たとえ自己所有権を前提にしたとしても、外的資源が公有であるという前提から出発するならば、公平主義的な資源配分が許容され得ることを主張している。

#### 4.7 複合的公平

Walzerはこれまでに紹介した公平論が志向していた単一の配分秩序・機関による単一の財の配分という考え方(公平指標の単一化)を否定しながら、なおかつ人間

社会を配分的コミュニティと位置づけるような複合的公平論を展開した<sup>(72)</sup>。複合的公平論によれば、多様な意味とその解釈次第で公平と呼ばれる事態全体も変化してゆく。Walzerは現在社会では市場という特定領域で流通する貨幣が他領域の地位や政治権力などへ変換され、貨幣があらゆる領域を支配する単一の配分財となりがちであり、このことが不公平の根源のつとになっていることを指摘する。その上で、道徳的世界、物質的世界におけるあらゆる財の価値を単一の貨幣という財を用いて換算することを容認するような普遍的な原理というものには存在しないと主張する。複合的公平論は画一主義的な公平の理解を克服して多様性や差異性を重視した公平を主張する点で意義がある。

複合的公平論に対して、価値相対論に陥る危険性があるという批判が相次いで提示された。複合的公平論では配分されるそれぞれの財の分野における資源配分の公平が求められる。しかも、それぞれの分野での公平な資源配分が、それぞれの分野ごとに自律し、しかも分野間での資源の交換が禁止される。そもそも、どの資源を公平の対象として選択するかに関しても恣意的であり、公平性に関する議論も多様な分野で恣意的になされる危険性がある。複合的公平論は多様な領域において恣意的に定義される様々な公平な配分に対する要求を肯定し、その結果、「ある特定の分野における公平の達成」をもって、「公平が達成された」と言い含めてしまうという不公平主義に陥りかねない危険性がある。複合的公平論による配分が不公平主義に陥らないためには、それぞれの分野において公平な配分を達成する努力を行うと同時に、分野間における資源の換算価値に関する論議を常に続けることができるようなコミュニケーション・チャンネルを確保していくことが重要であるように思える。

## 5 地域間公平性

### 5.1 地域間公平性という問題は存在するのか

以上では、代表的な現代公平論について紹介してきた。しかし、これら公平論の中に地域間公平性という概念は存在しない。このことを確認した上で、「地域間公平性という問題の設定は果たして正しいのか?」、「もし、それが正しいとすれば、それはどのようなものか?」という問題を考えてみよう。

現在の地域間公平に関する議論は、効率性という「単一の支配的な公平要求」と「多様な次元における公平要求」との戦いであると解釈できる。もとより、本稿で示したように公平概念が多様であるところから、異なる公平

要求の間に対立が見られることは当然である。むしろ、地域間公平性の必要性が声高々に叫ばれるわりには、地域間公平性の中身がいっこうに見えてこないところに問題がある。「社会資本の整備はシビルミニマムの達成に必要であり、効率性という視点のみで評価すべきではない」という議論がある。しかし、われわれはシビルミニマムという便利な和製英語のもとに、実は公平性に関する議論を避けてきたように思える<sup>2)</sup>。「シビルミニマム、あるいはセイフティ・ネットとして何を保証すべきか」、そのために「誰がどれだけ負担するのか」に関する実質的な議論が必要とされる。とはいえ、われわれが地域間公平性と言うとき、その論点は曖昧模糊としているけれども、効率性という単一ルールによる地域間資源配分に対するその他の視点からの公平要求が必要であろうという暗黙の合意があるのは事実だろう。恐らく論点はさまざまであろうが、このような多様な公平要求が一括され地域間公平性という言葉で表現されているように思える。

## 5.2 地域公平性に関わる論議

効率性基準に立脚した社会資本整備を行えば、規模の経済性が働くような社会資本はともすれば人口の多い大都市あるいは地方中核都市に集中する。その結果、「地方生活圏においては社会資本整備が進まず、社会資本の整備水準に関する地域格差が拡大する可能性がある」、「社会資本整備において効率性基準を採用するのではなく、地域間の公平性の実現をめざすべきである」という議論がある。一方で、地域間公平性という概念自体を問題視する見解もあり、地域間公平性の議論は非常に錯綜しているのが実状である。

地域間公平性を実現するためには、地域によって異なる税率、補助金率を適用し、地域間での所得の再配分を達成するという手段がとられる。この方法に対していくつかの批判がある。まず、地方自治体の役割論の立場から、国が所得再配分の機能を達成すべきであり、地方自治体はそのような役割を持つべきではないという見解がある。国、あるいは都道府県が異なる地点に立地する同一のタイプの個人に対して異なった所得再配分を行うことは正当化できないという考え方もある。さらに、地域ごとに対して異なった税収・支出政策を実施すると立地費用に影響を及ぼし、統一的な政策の下で達成される最適な立地パターンからかい離するという非効率性が生じるという意見もある<sup>3)</sup>(最近の多地域一般均衡モデルの発展により、統一的な政策の下でも非効率性が生じることが判明した)。公的財政論<sup>74)</sup>は、所得配分は基本的に個人間の問題であると主張する。それは、家族単位としての人々に対してなされるべきであり、地域間

の1人あたりの所得格差とは関係がない。地域間での所得格差に着目した場合、多くの人々にとって現実には大きな問題である同一地域内にある所得格差の問題を隠ぺいする危険性すらある。この立場に基づけば地域所得格差という考え方自体が存在していないことになる。個人レベルでの所得移転が適切に行なわれれば、地域間での平均所得格差はもはや問題ではない。完全な所得の均衡化が達成可能でないならば、また所得の異なる個人が異なった地域に居住すれば当然の結果として所得の地域格差が生じる。また、地域の平均所得が低下し、当該地域により多くの補助が行なわれるならば、その地域に居住する高所得者はより多くのゲインを得ることになる。したがって、所得の再配分は国レベルで行なわれる問題であり、地方税は所得に対して累進的である必要はない。

所得の再配分は国レベルで行なわれるべきであり、地理的な差別化に配慮する必要はないという議論は非常に強力であるが、一方でそれに対抗する議論もある<sup>5)</sup>。第1に、住民のニーズや地方公共財に対する選好は地理的条件に依存している。多くのニーズは地域に固有であり、そこに居住している個人に固有な問題ではない。また、行政費用も気候、政府の規模等地域に依存して変動する。地域住民の選好も地域的アイデンティティや風土的な条件、気質等によって変動する。財政能力もまた地域的条件に依存する。個人的要因と地理的要因を完全に切り放すことは難しいが、個人的要因に還元できない地理的な要因が公的財政に存在し、これらの問題は地域対応で対処せざるを得ない。第2に、地理的条件によって地方自治体における財政的ニーズ、費用や能力が異なることがあげられる。個人的な所得格差がある程度の範囲に収まっても、なおかつ富の分布格差が存在する。個人的な所得格差が人的資源等により許容されても、異なった所得グループが別々の場所に住み、地域が互いに極化するという形で現われる富の空間格差は正当化できない。特に、社会的問題として顕在化した現象は、単に所得の再配分という手段によって解決できる問題ではない。第3に、公的介入がないような資本主義経済における富の分布格差は累積的に拡大し、地域間でのアンバランスを拡大する傾向がある。初期時点での所得格差は将来における大きな地域格差の原因となりうる。以上が、地域間公平性の必要性を主張する代表的な意見である。効率性基準に関する議論の精緻さと比較して地域間公平性に関する議論は非常に立ち後れている感を否めない。地域間公平性に関する議論は未だ理論化が十分に進展しておらず、ともすれば感情論に終始している場合も少なくない。地域間公平性に関

する理論化を達成しない限り、批判的な見解に対抗することは容易でないだろう。

### 5.3 地域間公平論の地平

Walzerが指摘するように、特定領域で流通する貨幣が社会的・政治的領域における地位や政治権力などに変換され、貨幣があらゆる領域を支配する単一の配分財となる傾向がある<sup>72)</sup>。画一主義的な公平の理解を克服して、地域の多様性や差異性を重視した公平論を考察していく意義は大いにあろう。事実、地域的空間は不公平の根源である。空間は非常に差別化された財であり、ひとたび人がある空間上の点に立地すれば、その地点を他人が利用することはできない。社会資本の整備は、さまざまな個人の間での資源配分に影響を及ぼす。立地の決定は個々の家計、企業、各種団体、政府機関によってなされる。これらの立地決定は(ただし理論的には政府機関を除く)自己の利益のみを追求し、自己の決定がもたらす第三者効果を考慮に入れようとししない。それゆえ各個人の利益は他の人々の決定によって左右されるのである。これに対して各個人は1)自分の立地を変える、2)他の個人と一緒になり政治的力を行使する、という2つの選択肢しか持ち得ていない。

公平に関する論点が、実は多数あるという事実を認めれば、社会資本整備は効率性にに基づき、公平性は所得移転で行うべきであるという単純な論議は成立しないだろう。社会資本の整備も含めて、個々人が関わりを持つ資源配分の問題は多種多様であり、それぞれの問題に応じて資源配分上の公平的側面がある。個々の問題において生じた不公平の問題をすべて綿密に記録し、それを所得配分を通じて精算するという方法は現実的ではない。それぞれ個々の問題を解決する段階において、その問題に固有な公平論議を行い、効率性と公平性に関する決着をつけていくのが正攻法と思える。

原理的には、いかなる公平性に関する議論も、究極的には個人レベルに還元されるべきであろう。しかし、現実にはそれを実施するのは極めて困難な作業である。したがって、地域レベルでの公平性に関する分析は、当面の目的にとってそれが個々の個人が直面している不公平と相関しているという限りにおいて、妥当性を持ちうると考える。社会資本の整備が空間的な広がりを持ち、地域の家計が同一の社会資本の整備量に直面するため、地域レベルでの公平性の論議は不公平度の他地域との相対化という現実的な意義を持っている。前述したように、ある尺度上で議論される公平性の達成が、他の尺度を用いて定義される公平性に関して不公平な結果をもたらす可能性がある。「社会資本の整備に対する個々

人の要求を正当化するものは何か？」-社会資本の整備における公平性の判断は、結局この問題と関連している。たとえば、Rawlsが社会的基本財(生得的公平、需要と供給によるサービスの評価、必要、相続権、功績、共有財への貢献、生産への貢献、努力と犠牲)として定義した内容を、地域の現実に即して具体的な判断基準のリストとして翻訳していく作業が不可欠である。

前述したように、複合的公平論に対しては、価値相対論であるという批判がある。複合的公平論では配分財の意味の解釈次第(したがって恣意的でもありうる)で、公平要求とこれに基づく財の公平配分が左右される。しかも、この公平配分に対する要求が地域ごとに異なるのであれば、それぞれの地域が異なる公平論を恣意的に主張するにとどまる。地域間公平に関する今後の議論を進展させるためには、「住民1人あたりの公共施設整備量」といった単純な物理指標ではなく、地域住民が保有している社会的基本財(あるいは、基本的潜在能力、利益)の水準を記述しうる(倫理的考察を経た)基準(評価指標)を開発していく必要がある。地域間公平性に関する異なる考え方があるということを率直に認めた上で、社会的基本財の配分条件に関する具体的な基準を模索していくことが不可欠だろう。むしろ、地域間公平性を実現するためには、それ相当の費用を必要とする。費用対効果分析はある限られたプロジェクトの経済的妥当性を検討するための手法ではない。地域間公平性の具体的な条件の明示化、それをユニバーサル・スタンダードとして実現することに対する家計の支払い意思額の計測<sup>76)</sup>、等を通じて、いわゆるシビルミニマム(あるいはセイフティネット)と呼ばれる地域間公平性の具体的内容に対する地域住民、国民の実現意思を1つ1つ確かめていくという地道なコミュニケーションが必要であると思われる。

## 6 おわりに

公平論に関する簡単なレビューを通じて明らかにしたように、公平性という概念は、「よき社会」に関するわれわれのビジョンを包摂するほど包括的な概念ではないことが理解できる。また、個々の公平性論議が意味する範囲は非常に限定されざるを得ない。公平論の役割は、そもそも対立した諸要求を解決するための原理を見いだすところにあるが、公平性に関する論議自体がさまざまに対立している。社会的公平性に関する判断は、畢竟「ある公正原理の人間社会における対立に対する特殊な適用である」にすぎない。近年の公平論の発展の最大の貢献は「多元的社会における総合評価を可能にするよ

うな原理を、われわれは常に探し求め続けなければならない宿命にある」ということを教えてくれたことにある。資源配分を決定するための単一の究極的な評価ルールなどは存在しない。むしろ、公平性に基づいた判断は、すぐれて過去の出来事や現在置かれている状況に依存した動学的なプロセスである。それぞれの状況に依存して、その状況にふさわしい公平性の視点を見出すことが求められる。資源配分の公平性を議論するためには、1)資源の配分状況に関して個人、手段、組織、そして地域空間という次元において常に評価する作業と、2)資源配分を達成しようとするメカニズムの背後にある公平的含意を常に評価し続けるという地道な作業を繰り返し続けることが必要である。

なお、本稿は土木学会ワンディセミナー「土木計画における公平論」で発表した論文「公平論を巡る最近の理論的展開」に修正加筆したものである。

#### 参考文献

- 1) Sen, A.K. [1992], *Inequality Reexamined*, Oxford University Press, 池本幸生他訳 [1999], 「不公平の再検討, 潜在能力と自由」, 岩波書店。
- 2) 小林潔司 [1999], 「費用対効果分析の理念と限界」, 土木学会誌, Vol. 84, pp.25-28。
- 3) Rae, D.[1981], *Equalities*, Harvard University Press。
- 4) 小林潔司 [1991], 「公共システム整備のための評価指標 - 研究系譜と今後の課題」, 土木学会論文集, 第425号/IV-14, pp. 81-90。
- 5) Foley, D.K.[1967], Resource allocation and the public sector, *Yale Economic Essays*, Vol.7, pp.45 ~ 98.
- 6) Varian, H. R.[1974], Equity, envy and efficiency, *Journal of Economic Theory*, Vol.9, pp.63 ~ 91.
- 7) Phelps, E. S. [1976], Recent Developments in Welfare Economics, Justice et Equite, in: Intriligator, M. (ed.) *Frontiers in Quantitative Economics*, Vol.B, Amsterdam: North-Holland, pp.703 ~ 730.
- 8) Baumol, W. J. [1986], *Superfairness*, Chapters 8-12, The MIT Press.
- 9) Pazner, E. A. and Schmeidler, D. [1978], Egalitarian equivalent allocation, A new concept of economic equity, *Review of Economic Studies*, Vol.92, pp.671 ~ 687.
- 10) Pazner, E. A. and Schmeidler, D. [1974], A difficulty in the concept of fairness, *Review of Economic Studies*, Vol.41, pp.441 ~ 443.
- 11) Hurwicz, L. et al.( eds. ) [1985], *Social Goals and Social Organization*, Cambridge University Press.
- 12) Arow, K. J. [1951], *Social Choice and Individual Values*, Wiley.
- 13) Sen, A. K. [1970], *Collective Choice and Social Welfare*, Holden-Day, 志田基与師監訳 [2000], 「集合的選択と社会的厚生」, 勁草書房.
- 14) Pattanaik, P. K. [1978], *Strategy and Group Choice*, North-Holland.
- 15) Peleg, B. [1984], *Game Theoretic Analysis of Voting in Committee*, Cambridge University Press.
- 16) 鈴木興太郎 [1982], 「経済計画理論」, 筑摩書房.
- 17) Sen, A. K. [1973], *On Economic Inequality*, Oxford University Press.
- 18) Sen, A. K. [1982], *Choice, Welfare and Measurement*, Basil Blackwell, 大庭健ほか訳 [1989], 「合理的な愚か者, 経済学 = 倫理学探究」, 勁草書房.
- 19) Robbins, L. [1938], Interpersonal comparison of utility, *Economic Journal*, Vol. 48, pp. 635 ~ 641.
- 20) Suzumura, K.[2000], Welfare economics beyond welfarist-consequentialism, *Japanese Economic Review*, Vol. 51, pp. 1 ~ 32.
- 21) Kolm, S. C. [1968], Unequal inequalities, *Journal of Economic Theory*, Vol. 12, pp.416 ~ 442; Vol.13, pp. 82 ~ 111.
- 22) Atkinson, A. B. [1970], On the measurement of inequality, *Journal of Economic Theory*, Vol.2, pp.244 ~ 263.
- 23) Rawls, J. [1971], *A Theory of Justice*, Harvard University Press, 矢島鈞次訳 [1979], 「正義論」, 紀伊国屋書店.
- 24) 塩野谷祐一 [1984], 「価値理念の構造」, 東洋経済新報社.
- 25) Debreu, G. [1959], *Theory of Value*, John Wiley & Sons, 丸山徹訳 [1977], 「価値の理論」, 東洋経済新報社.
- 26) Boadway, R.W. and Bruce, N. [1984], *Welfare Economics*, Basil Blackwell.
- 27) Pareto, V. [1909], *Mannel d'economie politique*, Paris: Girard & Briece, Manual of Political Economy, English translation by Ann S. Schweir, London: Macmillan, 1971.
- 28) Arrow, K. J. and Hahn, F. H.[1971], *General Competitive Analysis*, Holden-Day.
- 29) 二階堂副包 [1970], 「現代経済学の数学的方法」, 岩波書店.
- 30) Mas-Colell, A.[1985], *The Theory of General Economic Equilibrium; A Differentiable Approach*, Cambridge University Press.
- 31) Gibbard, A.[1974], A Pareto-consistent libertarian claim, *Journal of Economic Theory*, Vol.7, pp.388 ~ 410.
- 32) Sen, A.K. [1976], Liberty, unanimity and rights, *Economica*, Vol.43, pp.217 ~ 245.
- 33) Sen, A.K. [1969], The impossibility of a Paretian liberal, *Journal of Political Economy*, Vol.78, pp.152 ~ 157.
- 34) Pigou, A.C. [1912], *Wealth and Welfare*, Macmillan and Co.Ltd.
- 35) Dalton, H.[1920], The Measurement of the inequality of income, *Economic Journal*, Vol.30, pp.349 ~ 361.
- 36) 青木昌彦 [1979], 「分配理論」, 筑摩書房.
- 37) Lorenz, M. O. [1905], Methods for measuring the concentration of wealth, *Journal of the American Statistical Association*, Vol. 9.
- 38) Rothschild, M. and Stiglitz, J.[1970], Increasing risk: I. A. Definition, *Journal of Economic Theory*, Vol. 2, pp.225 ~ 243.
- 39) Dasgupta, P., Sen, A. K. and Starrett, D.[1973], Notes on the measurement of inequality, *Journal of Economic Theory*, Vol.6, pp.180 ~ 187.
- 40) Samuelson, P.[1947], *Foundations of Economic Analysis*, Harvard University Press.
- 41) Atkinson, A.B.[1983], *Social Justice and Public Policy*, Wheatsheaf Book Ltd.
- 42) Pratt, J.W.[1964], Risk aversion in the small and in the large, *Econometrica*, Vol.32, pp.122 ~ 136.
- 43) Kolm, S. C. [1968], The optimal production to social justice, in: H.Guitton and J. Margolis, ( eds. ), *Public Economics*, Macmillan.
- 44) Gaertner, W. and Pattanaik, P.K.( eds. ) [1988], *Distributive Justice and Inequality*, Springer Verlag.
- 45) Sen, A.K.[1976], An ordinal approach to measurement, *Econometrica*, Vol. 44, pp.219 ~ 231.
- 46) Boss, D., et al. [1988], *Welfare and Efficiency in Public Economics*, Springer-Verlag.
- 47) d'Aspremont, C. [1985], Axiom for Social Welfare Orderings, in: Hurwicz, L. et al.( eds. ): *Social Goals and Social Organization*, Cambridge University Press.
- 48) Moulin, H. [1988], *Axiom of Cooperative Decision Making*, Cambridge University Press.
- 49) d'Aspremont, C. and Gevers, L. [1977], Equity and the information basis of collective choice, *Review of Economic Studies*, Vol.44, pp.199 ~ 209.
- 50) Deaton, A. and Muellbauer, J.[1980], *Economics and Consumer Behavior*, Cambridge University Press.
- 51) Shorrocks, A.F.: Inequality decomposition by population subgroups, *Econometrica*, Vol. 52, pp.1369 ~ 1386, 1984.
- 52) 上田孝行, 長谷川専, 森杉壽芳, 吉田哲生 [1999], 「地域修正係数を導入した費用便益分析」, 土木計画学研究・論文集, No. 16, pp. 139 ~ 145.
- 53) Harsanyi, J.C.[1978], Rule utilitarianism and decision theory, in: Gottinger, H. W. and Leinfellner, W. ( eds. ): *Decision Theory and Social Ethics*, Reidel.
- 54) Dworkin, R.[1981], What is equality? Part I: Equality of welfare, *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 10, pp.185 ~ 246.
- 55) Sen, A.K. [1987], *The Standard of Living*, Cambridge University Press.
- 56) Elster, J. [1983], *Sour Grapes*, Cambridge University Press.
- 57) Roemer, J.E. [1996], *Theories of Distributive Justice*, Harvard University Press.
- 58) 高増明, 松井暁編 [2000], 「アナリティカル・マルキシズム」, ナカニシヤ書店.
- 59) Dworkin, R.[1981], What is equality? Part 2 : Equality of Resource, *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 10, pp. 283 ~ 345.

- 60 )Arneson, R.J.[1989], Equality and equal opportunity for welfare, *Philosophical Studies*, Vol. 56, pp.77 ~ 93.
- 61 )Cohen, G.A. [1989], On the currency of egalitarian justice, *Ethics*, Vol. 99, pp. 906 ~ 944.
- 62 )Fleurbaey, M.[1995], Equality and responsibility, *European Economic Review*, Vol. 39, pp.683 ~ 689.
- 63 )Fleurbaey, M.[1995], Three solutions to the compensation problem, *Journal of Economic Theory*, Vol. 65, pp. 505 ~ 521.
- 64 )Fleurbaey, M. [1994], On fair compensation, *Theory and Decision*, Vol. 36, pp.277 ~ 307.
- 65 )Fleurbaey, M. and Maniquet, F.[1996], Fair allocation with unequal production skills: The no-envy approach to compensation, *Mathematical Social Science*, Vol. 32, pp.71 ~ 93.
- 66 )Roemer, J.E. [1994], *Egalitarian Perspectives*, Cambridge University Press.
- 67 )Bossert, W. [1995], Redistribution mechanisms based on individual characteristics, *Mathematical Social Science*, Vol. 29, pp.1 ~ 17.
- 68 )Bossert, W. and Fleurbaey, M. [1996], Redistribution and compensation, *Social Choice and Welfare*, Vol. 13, pp. 343 ~ 356.
- 69 )Iturbe-Ormaetxe, I. and Nieto, J. [1989], On fair allocation and monetary compensation, *Economic Theory*, Vol. 7, pp. 175 ~ 187.
- 70 )Maniquet, F.[1998], An equal right solution to the compensation-responsibility dilemma, *Mathematical Social Science*, Vol. 35, pp. 165 ~ 184.
- 71 )Moulin, H. and Roemer, J.E.[1990], Public ownership of the world and private ownership of self, *Review of Economic Studies*, Vol. 57, pp.439 ~ 452.
- 72 )Walzer, M. [1983], *Sphere of Justice: A Defense of Pluralism and Equity*, Blackwell, 山口晃訳 [1999], 正義の領分, 而立書房.
- 73 )Musgrave, R. A. and Musgrave, P. B.[1976], *Public Finance in Theory and Practice*, McGraw-Hill.
- 74 )Musgrave, R. A. [1959], *The Theory of Public Finance*, McGraw Hill.
- 75 )Bennett, R. J. [1980], *The Geography of Public Finance, Welfare under Fiscal Federalism and Local Government Finance*, Methuen.
- 76 )松島格也, 小林潔司, 吉川和広, 肥田野秀晃 [2000], 「身体障害者の活動支援施設の経済便益」, 土木学会論文集, No.653/IV-48, pp.133-146.

(原稿受付 2000年5月22日)

---

## Around Interregional Equality:Controversy and Prospect

By Kiyoshi KOBAYASHI

The tenet of this paper is to elucidate major controversial point around the concepts of “interregional equality”. The review, covering welfarism as well as non-welfarism, is intended to construct a platform for equality debates for regional allocation of infrastructural investment by discussing pros and cons of alternative perspectives of equality concepts. The paper concludes by suggesting directions of future research around interregional equality.

---

**Key Words ; Infrastructure, Interregional Equality, Welfarism, Resource Allocation**

---